

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 24 年 2 月 20 日告示第 85 号）第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 9 日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

(1) 業務名

タレントマネジメントシステム導入業務

(2) 業務内容

タレントマネジメントシステム導入業務に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

指定場所（受注者の事業所等）

(5) 予算額

29,866,000 円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「コンピュータシステム操作・運用」、「コンピュータシステム設計・開発」、「コンピュータ・ソフトウェア維持管理」、「各種検査、分析、調査、測定」及び「賃貸借（コンピュータ・ソフトウェア）」のうちいずれかの業種で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (7) 委員の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (8) 令和 2 年 4 月 1 日から参加表明期限までの間に同種業務を完了した実績を有していること。
- (9) プライバシーマークを取得していること。
- (10) ISO/IEC27001 認証を取得していること。
- (11) ISMAP に登録または ISO/IEC27017 認証を取得していること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に長崎市総務部人事課まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和 7 年 6 月 23 日（月）（長崎市の休日进行を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 35 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

(2) 説明書の交付場所

長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 9 階
長崎市総務部人事課（電話：095-829-1119）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 5 時必着（提出期限内に 3(2)の場所に到達していること。）

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、次に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）、その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）、電子メールにより提出すること。

ア プロポーザル参加表明書（第 1 号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

ウ 令和 2 年 4 月 1 日から参加表明期限までの間に同種業務を完了した実績を証明するもの（契約書の写し等）

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第 2 号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第 3 号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和 7 年 6 月 30 日（月）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式イ）を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。なお、電話等による照会には応じない。

質問書（様式イ）に記載の上、電子メールにより（3）の質問書送付先に送信すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 5 時必着

(3) 質問書送信先

人事課 E-mail: jijin@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和 7 年 6 月 30 日（月）までに質問を取りまとめ、直接電子メールで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和 7 年 7 月 31 日（木）午後 5 時必着（提出期限内に 3(2)の提出場所に到達していること。）

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）、電子メールにより提出すること。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が 5 者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく 1 次審査を実施し、5 者に絞り込んだ上でヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が 5 者を超える場合であっても、市長が 5 者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) ヒアリング予定日：令和 7 年 8 月 25 日（月）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式オ）にて通知する。

9 受託者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

採点者		評価項目		主な評価の視点	配点		
					1次審査	2次審査	合計
事務局	組織	1	履行実績	・ 過去5年間の同種業務の自治体への導入実績1件につき、職員数の規模に応じて次のとおり加点する。 100人以上500人未満…………… 19点 500人以上1,000人未満…………… 22点 1,000人以上3,000人未満…………… 28点 3,000人以上…………… 37点 ※履行実績1件ごとに点数を加点していき、その合計点により得点を算出する。 なお、110点を上限とする。	110	-	110
	機能要件	2	機能要件	・ 別紙「機能要件一覧表(対応確認書)」の回答に応じて次のとおり加点する。(全110機能) ※必須要件は「◎/○」であること ※稼働予定時期がR8年4月の機能は予算額以下で対応可能であること ◎(標準機能)…3点 ○(カスタマイズにより可/代替案により可)…2点 △(一部可)…1点 ×(不可)…0点	330	-	330
	参考見積	3	R7年度見積額	・ 提出された「経費総括表」の金額を基に、次の計算式により算出し、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、27.5点を上限とする。 価格点={ 1 - (提案価格-②)/③ }× 13.5 + 14 上限額:予算額 = 29,866,000円…① 下限額:予算額の2/3相当額 = 19,911,000円…② 上限額と下限額の差(円)①-② = 9,955,000円…③	27.5	-	27.5
		4	R8年度以降見積額	・ システム利用/運用保守に係るランニングコストのみ(機能拡充に伴う支援を除く) ・ 提出された「経費総括表」の金額を基に、次の計算式により算出し、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、27.5点を上限とし、1点を下限とする。 価格点={ 1 - (提案価格-②)/③ }× 13.5 + 14 上限額:予算想定額 = 19,935,000円…① 下限額:予算想定額の2/3相当額 = 13,290,000円…② 上限額と下限額の差(円)①-② = 6,645,000円…③	27.5	-	27.5
委員	提案内容	5	実施体制	☐ 業務に応じた担当者の配置や構成が明確か ☐ 迅速・柔軟に対応できる体制か ☐ 業務責任者の実績は十分か	27.5	27.5	55
		6	実施方針等	【理解度】 ☐ 本業務の背景や目的、内容を十分に理解したビジョンとなっているか ☐ 目的達成につながるか 【計画性】 ☐ スケジュールは明確になっているか ☐ 手順・業務量は妥当か ☐ 随時見直すなど柔軟に対応できるか	55	55	110
		7	システム	※仕様書・機能要件を満たしたうえでの評価 ☐ システム導入により人事業務の高度化・効率化が期待できるか ☐ 職員が使いやすいレイアウト、デザイン、操作性となっているか	110	110	220
		8	導入支援	☐ 支援内容は十分か(導入後の運用方法に関する検討支援も含む) ☐ 導入業務における職員の負担が軽減されるか ☐ 支援により人事業務の高度化・効率化が期待できるか	55	55	110
		9	その他	☐ 仕様のない有益な独自提案がなされたか	55	55	110
		合計				797.5	302.5

※申込者が5者を超えるときは、提案書の書面により一次審査を行い、合計点上位5者に対し、ヒアリング(2次審査)の実施を依頼する。
ただし、1次審査を行わない場合(申込者が6者を下回る場合)には、ヒアリングで合計点(1,100点)を配点する。
評価による合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。
合計点数の最も高い者が複数あるとき(同点のとき)は、そのうち評価項目2、5～9の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。
さらに、その複数者の特定審査委員の評価項目の合計点が同点となった場合は、参考見積金額(評価項目3・4合計金額)が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、別途日程を定め、くじ引きにより受託候補者を特定する。

なお、下記のいずれかに該当する場合は、不合格とし特定しない。

- ① 令和7年度見積額が、予算額を超える場合
- ② 審査委員全員が0点とする提案内容がある場合
- ③ 審査委員ごとの合計点について、審査委員全員が満点の2分の1を下回る場合
- ④ 「機能要件一覧表(対応確認書)」の「必須要件」に係る「対応」欄が「△」または「×」の場合

イ 特定審査委員会の委員名は、次のとおりとする。

区分	所属	職名	氏名
委員長	総務部	部長	水蘆 崇
委員	総務部	政策監	井上 真人
	総務部人事課	課長	山口 英俊
	総務部人事課	主事	三原 千明
	総務部人事課	—	夏井 りな
	総務部人事課	—	樋口 舞奈
	総務部職員研修所	所長	吉田 陽子
	総務部職員研修所	主事	西田 瑞記
	消防局総務課	課長	杉内 晴貴
	教育委員会事務局教育総務部総務課	課長	西田 潤
	上下水道局業務部総務課	課長	井上 洋子

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会（又は審査会）からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和 7 年 8 月 26 日（火）（予定）に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア 提案資格を満たさないこととなった場合

イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏

洩してはならない。

担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所9階

長崎市総務部人事課

電 話 095-829-1119

FAX 095-829-1120

電子メールアドレス jinji@city.nagasaki.lg.jp